

セカンドオピニオン

2024年6月3日

イオン株式会社 サステナビリティ・リンク・ファイナンス フレームワーク

サステナブルファイナンス本部 担当アナリスト: 新井 真美

格付投資情報センター(R&I)はイオンのサステナビリティ・リンク・ファイナンス フレームワーク(2024 年 6 月改訂)が、以下の原則に適合していることを確認した。

サステナビリティ・リンク・ボンド原則(2023、ICMA)
サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン(2022、環境省)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2022、環境省)

■KPIs

KPI①:CO2排出量の削減率

KPI②: 使い捨てプラスチック使用量(売上 1 億円あたりの使用量)の削減率

KPI③:食品廃棄物発生量(売上百万円あたりの発生原単位)の削減

KPI4:CDP 気候変動のスコア

■ SPTs

SPT①: 2030 年までに店舗使用電力の 50%を再生可能エネルギーに切り替え(国内)

SPT②: 2030 年までに 50%削減(2018 年度比)

SPT③: 2025 年までに 50%削減(2015 年度比)

SPT4:判定日時点でCDP気候変動の最終スコア「A」の維持

Copyright(C) 2024 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.



1. 資金調達者の概要

- 国内流通最大手であるイオングループの純粋持株会社。持株会社はグループ経営機能に特化し、グループシナジーを創出する要として戦略立案や経営資源の最適配分を担っている。1758年の創業から続く小売事業では GMS(総合スーパー)と SM (食品スーパー)を中心に、ヘルス&ウエルネス(ドラッグストア)など領域特化した専門小売事業も擁し、幅広く展開する。SC(ショッピングセンター)のディベロッパーや総合金融など非小売事業でも強い営業基盤を持つ。各事業が有機的に結びつきグループで相乗効果を発揮するビジネスモデルを確立しており、国内流通市場における存在は大きい。
- ・ 1980 年代後半からサステナビリティ活動を組織的に取り組むための体制づくりを進めた。店舗周辺での植樹活動である「イオン ふるさとの森づくり」をはじめ、「買物袋持参運動」や「店頭資源回収運動」、また 2000 年に環境マネジメントの国際規格 ISO14001 を取得、2001 年には顧客の購入金額の一部を地域ボランティア団体へ寄贈する「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」を開始するなど、現在のサステナビリティ活動につながる基盤を構築した。その後も国連グローバルコンパクトへの賛同表明や、国内小売業で初めてとなるCO2 排出削減目標の策定など、先進的な取り組みを続けてきた。
- ・ 2011 年には「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」を両立させるサステナブル経営を実現すべく、「イオン サステナビリティ基本方針」を策定した。環境・社会の両側面においてそれぞれ取り組むべき重点課題を定めている。多様なステークホルダーと連携し、事業活動を通じて環境・社会課題の解決に向けた取り組みを推進していく。



[出所:イオン サステナビリティデータ集]

・ 本ファイナンスフレームワークは、イオンがサステナビリティ・リンク・ファイナンスを継続的に実施していくことを前提とした、包括的な資金調達の枠組みを規定している。イオンはサステナブル経営を推進する中、2021年にはパリ協定と整合するより高い水準の CO2 排出削減目標を設定するなど、脱炭素の取り組みに注力している。イオンはサステナビリティ・リンク・ファイナンスを通じてサステナビリティへの取り組みを加速し、重点課題である「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」へのコミットメントを強化する。



2. KPIs の選定

KPIs は資金調達者のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要で高い戦略的意義を持つ。 KPIs の選定は適切である。

(1) KPIs の概要

KPI①は CO₂ 排出量の削減であり、具体的な指標としては店舗使用電力の CO₂ フリー化率(%)を採用する。

<定義>

毎年 4 月 1 日から翌 3 月末日迄を計測期間とし、CO₂ フリー化した年間電力使用量(kWh)を年間電力使用量(kWh)で除した値の百分率として定義する。イオンの連結対象子会社が運営する日本国内の全店舗を対象とする。

KPI②は使い捨てプラスチック使用量の削減率(2018 年度比, %)である。

<定義>

毎年3月1日から翌2月末日迄の会計事業年度を計測期間とし、容器包装リサイクル法の特定事業者に該当するグループ各社が同法に基づく定期報告のために把握する容器包装使用量のうち、プラスチック製容器包装「と PET ボトルの重量合計(kg)の売上原単位(売上1億円当たり)での削減率として定義する。政府のプラスチック資源循環戦略2を考慮し、ベースラインを2018年度の実績としている。

KPI③は食品廃棄物発生量の削減(2015 年度比、%)である。

<定義>

毎年3月1日から翌2月末日迄の会計事業年度を計測期間とし、食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者に該当するグループ各社が同法に基づく食品廃棄物等の発生抑制の実施量の把握・報告のため算出する発生原単位³(売上高原単位、kg/百万円)での削減率と定義する。SDGs を考慮し、ベースラインを2015年度の実績としている。

KPI④は CDP 気候変動のスコアである。

<参考>

CDP は 2000 年に英国で設立された国際環境 NGO。投資家や企業などが自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営する。気候変動のほか、水セキュリティやフォレスト分野の調査プログラムを展開しており、企業等の取り組み状況に応じて A から D-のスコアで評価し、その結果を開示している。 CDP 気候変動スコアを取得する企業は年々増加しており、2023 年は世界で 23,000 社超が CDP の質問書へ回答した。最高評価である A リストに選出されたのは 362 社で、このうち日本企業については 112 社となっている。

¹ PET ボトル以外のプラスチック製容器包装(食品トレイ等)を対象とする。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)の規制対象となるストロー・カトラリー類は別途管理しており KPI②の対象外としている。無料配布カトラリー類(ストローを含む)については、主要な店舗で使用しているものを 2022 年 3 月から順次プラスチック素材から紙や木などの代替素材へ切り替えている。

^{2 2019} 年 5 月策定。2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制など、野心的なマイルストーンが掲げられている。

³ 食品リサイクル法の食品廃棄物等多量発生事業者に該当するグループ各社の売上高合計。食品廃棄物等多量発生事業者は同法に基づき毎年度、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況を主務大臣に報告する必要がある。



(2) KPI の重要性

[KPI(1)]

- イオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」に対応している。イオンの CO2 排出量の約 9 割が電力由来であり、その電力使用量は日本全国の約 1.0%に相当するという。イオンはエネルギーの効率化と環境負荷の軽減がグループの最重要課題であるとの認識のもと、パリ協定と整合する脱炭素化の取り組みを進めている。2018 年、イオン脱炭素ビジョン 2050 を策定し、店舗で排出する CO2 等を 2050 年までに総量でゼロとする目標を掲げ、RE100⁴にも加盟した。2021 年にはより高い CO2 排出削減目標を設定して SBT 1.5℃の更新認定を受けるとともに、新たな CO2 排出削減目標に基づき脱炭素ビジョンを改訂、国内店舗の脱炭素化を2040 年に前倒しで達成することを掲げた。中間目標は「2030 年までに店舗使用電力の 50%を再生可能エネルギーに切り替え(国内)」としており、これに基づき KPI①を設定している。



[出所:イオンレポート 2023]

[KPI2]

- ・ イオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは 2020 年 9 月、2030 年までに使い捨てプラスチックの使用量を 2018 年度の半分に減らすこと、プライベートブランド(PB) の「トップバリュ」で使用するプラスチックを環境・社会に配慮した素材に変更し、PET ボトルについては 100% 再生又は植物由来素材への転換を目指すことを、イオンプラスチック利用方針として掲げた。KPI②は当該目標に基づき設定している。
- 2018 年 6 月に発表された国連環境計画(UNEP)の報告書『シングルユースプラスチック』によれば、2015 年の世界のプラスチック製品の生産量において、パッケージ産業が最多の 36%を占め、プラスチック廃棄物の排出量においても、容器包装や PET ボトルを含むパッケージが 47%で最多であったとされる。同報告書は各国における人口1人あたりプラスチック容器包装の廃棄量を比較した場合、日本は米国に次いで世界で 2番目に多いと指摘している。KPI②は、イオンの小売事業を通じて、生産者や消費者に使い捨てプラスチックの使用量削減と持続可能な生産・消費形態への移行を促し、プラスチックの生産・廃棄に伴う温室効果ガスの排出やマイクロプラスチックの流出による海洋汚染などの社会課題に資するものである。

⁴ Renewable Energy100%の略で、事業を 100%再生可能エネルギー電力で賄うことを目標とする企業連合。パリ協定達成を目的にエネルギーや気候変動適応などを推進する国際 NGO のクライメイトグループ(The Climate Group)が運営する国際イニシアチブ。



(KPI3)

- イオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」及び「資源循環の促進」に対応している。イオンは 2017 年 10 月、食品廃棄物を 2025 年までに発生原単位で半減(2015 年度比)させること、及び「食品資源循環モデル」を構築していくことをイオングループ食品廃棄物削減目標として策定した。KPI③は当該目標に基づき設定している。
- 2015 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標(SDGs)として「12.3:2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」及び「12.5:2030 年までに廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」が設定された。
- ・ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC⁵)が 2019 年 8 月に公表した土地関係特別報告書は、食料ロス・廃棄量を削減し、食に関する消費行動に変化を促すような食料システム政策が温室効果ガスの低排出シナリオ等を可能とする(確信度が高い)こと、食料生産のための土地を減少させることで気候変動適応に貢献する(確信度が中程度)ことなどを示唆している。KPI③は、生産者や消費者に持続可能な食料システムへの移行を促し、食料ロス・廃棄に伴う温室効果ガス排出や食料の過剰生産の抑制に資するものである。

[KPI4]

イオンの重点課題のうち、「脱炭素社会の実現」に対応している。イオンは気候変動をはじめとする様々な環境課題への取り組みを進めるとともに、サステナビリティ情報の開示の重要性を認識し、内容の充実を図っている。企業の環境情報開示システムとして世界的に広く認定されている CDP は、ガバナンスやサステナビリティ戦略、サプライヤーエンゲージメントをはじめ、イオンの多岐にわたる気候変動への取り組みを客観的かつ透明性をもって示す指標として適切と考え、KPI④として設定している。

・ 脱炭素ビジョンでは、「店舗」「商品・物流」「お客さまとともに」の 3 つの視点で CO₂ 排出削減に取り組むことを 掲げており、脱炭素化においては取引先や顧客との協働が不可欠である。ステークホルダーに行動変容を促 す上で、イオン自身の先進的な取り組みを訴求するという観点からも KPI④は重要な指標と位置付けられる。

 $^{^5}$ IPCC は Intergovernmental Panel on Climate Change の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関 (WMO)により設立された組織。気候変動を 1.5 $^{\circ}$ 未満に抑え、パリ協定で合意した世界的な共通目標を達成するには、2050 年までに世界の $^{\circ}$ CO2 排出量をネットゼロにしなければならないとした「1.5 $^{\circ}$ 特別報告書」(2018 年 12 月発表)はその後における各国の産業・エネルギー政策や企業行動に大きな影響を与えた。



3. SPTs の設定

SPTs は野心的であり、必要な情報が開示されている。SPTs の設定は適切である。

(1) SPTs の概要

- SPT(1)は 2030 年までに店舗使用電力量の 50%を再生可能エネルギーに切り替えることである(国内)。
- SPT②は 2030 年までに使い捨てプラスチック使用量を 2018 年度比で 50%削減することである。
- SPT③は 2025 年までに食品廃棄物(発生原単位ベース)を 2015 年度比で 50%削減することである。
- SPT④は判定日時点で CDP 気候変動の最終スコア「A」を維持することである。

(2) SPTs の野心性

[SPT(1)]

- i. 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比
- ・ 2022 年 4 月~2023 年 3 月の店舗使用電力の CO₂ フリー化率は 4.8%だったが、2023 年 4 月以降は使用電力量を減らしつつ、店舗の屋上や駐車場の太陽光パネルで発電した再エネを活用する「オンサイト太陽光」と、店舗敷地外の太陽光パネルで発電した再エネを活用する「オフサイト太陽光」の取り組みを拡大させた。また、国の固定価格買取制度(FIT)期間を終えた住宅の太陽光発電「卒 FIT」電源や、電気自動車を介して家庭の太陽光パネルで発電した余剰再エネをポイント交換し活用することにも積極的に取り組んでいる。これら施策のほか、エリアごとに適切なエネルギー調達手段を定め再エネへの切り替えを進めたことにより、店舗使用電力の約 55%の再エネ切り替えを実現した6。2024 年 3 月末で 2030 年までの目標値 50%を上回る見通しである。再エネ調達については「エネルギーの地産地消」の考えの下、毎年度エリアごとに最適な手段を検討しており、今後も変わりうる。経済・社会情勢が変化する中で 2030 年までこの水準で事業を継続していくためには、調達手段を多様化するなど安定調達に向けた施策の検討が引き続き必要である。
- ii. 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比
- SPT①は、SBT 1.5℃認定を取得した CO₂ 排出削減目標に基づき設定されている。
- ・ また RE100 が推奨する中間目標とも整合している。RE100 は、遅くとも 2050 年までに事業活動で使用する 電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことを要件としており、2020 年に 30%、2030 年に 60%、2040 年に 90%を上回る水準の中間目標を推奨している。SPT①は 2020 年を起点として年間約 5.0%の速度で CO₂ フリー化を進めることと同義であり、これは 2020 年を起点として 2040 年に 90%以上を達成するのに必要な速度と整合している。

iii. 同業他社との対比

・ 国内小売業として RE100 に加盟しているのは 2024 年 5 月時点で 9 社。その中には「2030 年に再生可能 エネルギー導入率 30%以上」や「2050 年までに店舗運営に伴う排出量実質ゼロ」などを目標とする企業があ る中、店舗使用電力の 50%を 2030 年までに再生可能エネルギーに切り替えるとする SPT①は、2040 年ま でに店舗で排出する CO₂ 総量ゼロと整合した目標であり、業界でも野心的な水準であるといえる。

⁶ 再エネ調達量 55%は、再エネ指定の非化石証書を組み合わせて実現している。



[SPT2]

- i. 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比
- ・ 2022 年度の実績から、イオンは年平均約 1.9%の速度で削減を進めてきたといえる。SPT②は 2030 年度までにこれを年平均約 5.3%に引き上げることに相当するもの。SPT②は従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに大きな行動変容を促す野心的な水準である。
- ii. 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比
- 2018 年度を起点とし 2030 年までに年間約 4.2%の速度で排出抑制を進めることと同義である。これはプラスチック資源循環戦略のマイルストーンやプラスチック容器包装リサイクル推進協議会が定める 3R 推進のための自主行動計画といったベンチマークを大きく上回る(下表参照)。

		2018	2019	2020	2021	2022	2025	2030
使い捨て プラスチック 使用量の削減率	SPT②	-	-	-	-		-	50%
	実績	-	0.5%	10.5%	8.5%	7.5%	-	-
	ベンチマーク ^{注 1} プラ資源循環戦略	-	-	-	-	-	-	25%
	ベンチマーク ^{注 2} PPRC 自主行動 計画 2025	_	_	_	_	_	22%以上プラ容器包装 25%以上	_
	(2004年度比)						PETボトル	

注1) プラスチック資源循環戦略は野心的なマイルストーンの一つとして 2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制することを掲げている(基準年は設定されていない)。

注2)プラスチック容器包装リサイクル推進協議会(PPRC)が策定した第 4 次自主行動計画(2021~2025 年度) における 2025 年度目標。同計画ではリデュース・リユース・リサイクル(3R)のそれぞれに素材別の数値目標を設定。リデュースに関しては、プラスチック容器包装はリデュース率で 2004 年度比 22%以上、PET ボトルは 1 本/ 1 缶あたり平均重量の軽量化率で 2004 年度比 25%以上としている。

「出所:イオンサステナビリティデータ集及びイオンからの情報提供をもとに R&I 作成]

[SPT3]

- i. 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比
- ・ 2022 年度の実績から、イオンは年平均約 4.7%の速度で削減を進めてきたといえる。SPT③は 2025 年度までにこれを年平均約 5.6%に引き上げることに相当するものである。従来通りの削減ペースでは達成が困難であり、グループに行動変容を促す野心的な水準である。
- ii. 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比
- ・ 2015 年度を起点に 2025 年まで年間約 5.0%の速度で食品廃棄物の発生抑制を進めることに同義である。 これは SDGs のターゲット 12.3 や政府が食品廃棄物等の発生抑制のために設定する業種別目標を大幅な前倒しで達成することに相当する(次頁表参照)。
- ・ イオンの 2022 年度の食品廃棄物発生原単位は 23.8(kg/百万円)であり、農林水産省が 2019~2023 年までのリデュース目標として定める 44.9(kg/百万円)を達成している(次頁表参照)。 SPT③は 2025 年までに 17.8(kg/百万円)に到達することと同義であり、現状維持に留まることなく、ベストプラクティスに向けた更なる改善努力を促している。



		2015	2019	2020	2021	2022	2023	2025	2030
食品廃棄物 (発生原単位) の削減率	SPT③	-	-	-	-	-	-	50%	-
	イオン 食品廃棄物発生原単位 (kg/百万円)	35.6	29.8	29.2	27.0	23.8	_	17.8	-
	上記削減率 (2015 年度比)	0%	16%	18%	24%	33%	-	50%	-
	ベンチマーク① 農林水産省 食品小売業発生原単位 (kg/百万円) 注1	-	-	-	-	-	44.9	-	-
	ベンチマーク② 農林水産省 事業系食品ロス量削減 率(2000 年度比) ^{注2}	-	-	-	-	-	-	-	50%
	ベンチマーク③ SDGs ターゲット 12.3 ^{注 3}	-	-	-	-	-	-	-	50%

注1) 農林水産省は食品リサイクル法の最優先事項である発生抑制について、業種別目標(2019年度~2023年度)を設定している。イオンは食品小売業に属している。

注 2) 食品ロスは「国民に提供された食料のうち本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品」(農林水産省)である。事業系食品ロスは事業系食品廃棄物(有価物や不可食部分を含む)の中でも、可食部分に相当する売れ残り、規格外品、返品、食べ残しなどである。食品廃棄物の年間発生量に食品リサイクル法の定期報告者に対するアンケート調査から得られた可食部割合を乗じて推計される。農林水産省の令和3年度推計によれば、事業系食品ロスは279万tとされる。なお2000年度は食品リサイクル法の成立年度。

注3) SDGs ターゲット「12.3: 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」

「出所:イオンサステナビリティデータ集及びイオンからの情報提供をもとに R&I 作成]

[SPT4]

- i. 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比
- ・ イオンは CDP 気候変動スコアで最高位の A を 5 年連続で獲得している。 A または A-はリーダーシップ(現時点でのベストプラクティスを実践している企業)レベルという評価である。 CDP は社会動向や脱炭素進捗状況を踏まえて設問や採点基準を見直している。 リーダーシップレベルを維持していくことは、社会が企業に求める気候変動対策を積極的に展開し続けていくことと同義であり、野心的な目標といえる。 イオンは、その中でもさらに難易度の高い水準として最高位の維持を掲げる。

ii. 同業他社との対比

・ 2023 年、CDP はプライム市場上場企業 1,834 社に対して気候変動質問書への回答を要請しており、このうち回答した 1,182 社のスコア分布(上位)は A:9%、A-:15%、B:28%となっている。リーダーシップレベルは相対的に高い水準である。この中から追加要件を満たす限られた企業が最高位の A リストに入る。イオンの属する小売セクターにおいては、142 社のうち A を獲得したのは 7 社(5%)にとどまる。



(3) SPTs の達成手段

[SPT(1)]

イオングループの屋外駐車場へのソーラーカーポート導入をはじめ、店舗の屋上・駐車場などを活用したオンサイトPPAや、敷地外の太陽光パネルを活用するオフサイトPPAなどの取り組みを拡充し、非化石証書付電力も組み合わせることで再エネの調達手段の多様化と調達量の拡充を図る。再エネ調達のリスクを抑えるために各店舗の電力使用量の削減に継続的に取り組む。

[SPT(2)]

• PB 商品における飲料のラベルレス化、洗剤の量り売り、バイオマス素材等使用の環境配慮型商品の導入、 Loop 小売店モデル⁷の活用といった取り組みを拡大し、リデュース活動を加速させる。これらの実施に際して はサプライチェーンにおける生産者、消費者、従業員、再生事業者等との協働が前提となるため、ステークホ ルダーへの積極的な働きかけを継続していく。

[SPT3]

・ 製造・加工段階における小分け・小容量サイズへの見直し、新技術導入による消費期限の延長、賞味期限の年月表示への切り替え、店舗での廃棄量の可視化等の取り組みに加え、売れ残りや過剰発注の防止に資する Al ⁸・デジタル技術導入を拡大し、リデュース活動を強化する。また、グループ各社の取り組み進度にはばらつきがあることから、戦略的にグループ全体としての底上げを図っていく。

[SPT4]

・ イオンが排出する CO₂ の大宗が電力由来であることを踏まえ、脱炭素ビジョンの下、店舗使用電力の削減と 再生可能エネルギーへの切り替えを両輪で進める。Scope3 については、排出量の多くを占める商品製造段 階の排出管理・削減に特に注力する。トップバリュの製造委託先各社との間で気候変動対策に関するコミュ ニケーションを深めており、サプライチェーン全体での削減計画の策定や脱炭素施策の推進に向けた企業間 連携に取り組んでいる。

_

⁷ Loop(ループ)は、従来使い捨てされていた洗剤やシャンプーなどの日用消耗品や食品などの容器や商品パッケージを、ステンレスやガラスなど耐久性の高いものに変え、繰り返し利用を可能にする新たな商品提供システム。日用消耗品や食品など繰り返し使えるリユース容器を利用した商品のショッピングプラットフォーム「Loop」に参画し、2021 年より首都圏の一部で Loop に参画するメーカー6 社、計 13 品目の販売を開始している。

⁸「AI カカク」は販売実績や天候・客数などの環境条件を AI が学習し、総菜売場の商品のバーコードを読み取り、陳列数を入力するだけで適切な割引率を提示する AI システム。2021 年 7 月までにグループ会社のイオンリテールが運営するほぼ全店で導入されている。データに裏付けされた価格で販売することで売れ残り商品を減らし、食品ロス削減の取り組みにもつながるほか、値下げや売り切り業務に関わる教育時間が軽減できるなどの効果が見込めるとされる。



<SDGs への貢献>

イオンの SPTs 達成に向けた取り組みは、以下の SDGs に貢献すると考えられる。

ゴール	ターゲット				
7 ###-#####	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる			
12 つくる素性 つかう気性	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる			
CO	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する			
13 兵機及都に 発生的な対策を	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応力を強化 する			
14 #02026	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する			

- ・ 上記 SPT①~④に加え、本ファイナンスフレームワークに基づき調達する債券やローンの年限に応じ、期中のマイルストーン SPT を設定することがある。マイルストーン SPT を定める場合は、第三者評価機関より適合性評価を追加的に取得するとともに、ファイナンス実行の都度、債券の法定開示書類(訂正発行登録書や発行登録追補書類等)もしくはローンの契約書類等にて規定する。
- ・ 本ファイナンスフレームワークに基づきサステナビリティ・リンク・ローンを実行する場合は、年次 SPT も設定する。年次 SPT の内容については第三者評価機関より適合性評価を取得するとともに、ローン実行の都度、契約書類等で規定する。
- ・ 大幅な事業ポートフォリオ変更等が発生し、本ファイナンスフレームワークで定めた SPTs の設定を見直す必要があると判断した場合には、関係者と協議の上で第三者評価機関より改めて各種原則への適合性評価を取得する。ただし、見直しが発生した場合においても、既に調達済のサステナビリティ・リンク・ファイナンスについては、調達時点で設定済の SPTs が継続適用される。



4. 債券/ローンの特性

調達条件は SPTs の達成状況と連動し、目標達成に向けたインセンティブとして機能する。債券/ローンの特性は適切である。

- ・ 本フレームワークの適用対象は債券とローンを想定しており、SPTs の達成状況に応じて寄付が義務付けられる。
- SPTs 未達の場合、債券の償還もしくはローンの返済までに、調達額に対して各 SPTs の充足状況に応じた 金額の寄付を行う。寄付先の候補は、脱炭素に資する活動をしている公益社団法人・公益財団法人・国際 機関・自治体認定 NPO 法人・地方自治体やそれに準じた組織とし、環境・社会貢献部にて SPTs 未達の要 因を精査の上、適切な先を選定する。現時点の候補として公益財団法人イオン環境財団⁹を想定している。 なお、本ファイナンスフレームワークに基づいて実施する寄付は同一団体に対するその他の寄付行為に何ら 影響を与えない。
- ・ サステナビリティ・リンク・ファイナンス実行の都度、債券の法定開示書類(訂正発行登録書や発行登録追補書類等)またはローンの契約書類等において KPIs と SPTs、SPTs の報告対象期間・判定日・判定方法、寄付に関する情報等を明記する。

5. レポーティング

SPTs の達成状況に関する最新情報を開示(報告)する。レポーティングは適切である。

- 債券の場合、年に1回、KPIsに関する最新の実績値とSPTsの進捗状況、KPIs・SPTsに関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報をイオンレポートまたはウェブサイトで開示する。寄付を実施する場合、寄付先、寄付額、寄付の実施時期を同様に開示する。
- ローンの場合、年 1 回、KPIs に関する最新の実績値と SPTs の進捗状況、KPIs・SPTs に関連する最新のサステナビリティ戦略に関する情報を貸付人に(シンジケート方式の場合はエージェントを通じて)報告する。年次 SPT の設定等が伴うことから、競争上の観点により一般開示は行わない。寄付を実施する場合、寄付先等を貸付人に(シンジケート方式の場合はエージェントを通じて)報告する。
- M&A、各国規制の変更等事業構造に重大な影響を与える可能性のある事象が発生し、KPIs の定義や SPTs の設定を変更する必要が生じた場合、変更事由や再計算方法を含む変更内容を開示する予定である。

-

⁹ 助成・支援、植樹、顕彰、環境教育を柱とした公益事業を営む(https://www.aeon.info/ef/)。イオンの基本理念「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」のもと、岡田卓也氏(イオン株式会社名誉会長相談役・公益財団法人イオン環境財団理事長)他2名からの寄付を基本財産として1990年12月設立。



6. 検証

KPIs の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて独立した外部機関による検証を受ける。検証は適切である。

- 債券の場合、KPIs に関する最新の実績値について年 1 回、外部機関から検証報告書を取得のうえ、イオンレポートまたはウェブサイトで開示する。
- ローンの場合、KPIs に関する最新の実績値について年 1 回、外部機関から検証報告書を取得のうえ、貸付人に(シンジケート方式の場合はエージェントを通じて)提出する。
- なお、KPI④の CDP 気候変動スコアについては CDP のホームページにて評価結果が開示されており、SPT の達成状況を容易に確認できることから、第三者による検証を必要としない。

以 上

【留章事項】

本資料に関する一切の権利・利益(著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます)は、特段の記載がない限り、 R&I に帰属します。 R&I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます)することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務(信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄(債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます)について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします)について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益(特計権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます)は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用(複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます)し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。 R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。 対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。 R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務(信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務)です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I ば R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iが R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&I の判断で R&I グリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用(損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします)について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。 R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA (国際資本市場協会) に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者(外部レビュー部門)に登録しています。また、2022 年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト (https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html) に開示しています。

R&I は 2022 年 12 月、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」(以下、「行動規範」という。) の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の 6 つの原則とその実践のための指針への R&I の対応状況については R&I のウェブサイト (https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html) に開示しています (以下、「対応状況の開示」という。)。

R&I と資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESG ファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客に R&Iの ESG ファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。